

[事案 2022-192] 転換契約無効請求

・令和5年3月22日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年7月に契約した組立型保険を、平成29年8月に組立型保険に転換したが、転換にあたり募集人から、付加される介護保障のみの説明を受けたため、介護特約が上乘せされるだけだと理解した。しかし、実際は10年経過後に積立金がすべて消えてしまい、保険料も増額するものであり、その点について理解していなかったことから、転換を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレットや設計書を用いて適切な説明をしており、契約内容は申立人の認識どおりの内容と思われる。
- (2)加入時および契約成立後に交付した当社からの書類等を見れば、転換前後の契約は別契約であることや、どのような契約内容となっているかに気付くことができる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったことなどは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。